

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担 当 課	地域包括ケア推進課

契約業者名・住所	一般社団法人 松戸市医師会 千葉県松戸市竹ヶ花45番地の53
工事等の名称	在宅医療・介護連携推進事業業務委託
工事等の場所	松戸市指定の場所
種 別	運營業務委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約金額	37,915,000円
工事等の概要	地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業の実施
随意契約の理由	<p>本事業は、高齢者等が病気を抱えながら要介護状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅医療・介護連携を推進するために、松戸市在宅医療・介護連携支援センターの運営等を通じて、介護保険法第115条の45第2項第4号に規定する在宅医療・介護連携推進事業を実施するものである。本事業の実施にあたって、市が医療に係る専門的知識を有する医師会等地域の医療・介護の関係機関・関係団体等と連携して取組む必要がある。また、松戸市在宅医療・介護連携支援センターの運営にあたっては、地域包括支援センター職員や、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、介護事業者等との連携を常に意識し、情報が共有できる仕組みを確保する必要がある。一般社団法人松戸市医師会は、市内の診療所・クリニックの開業医、病院長・理事長や、勤務医などを会員とする市内で唯一の医療関係団体であり、医師に求められる専門的知識やノウハウに精通し、適切かつ安定的に事業を行える体制を備えている。また、保健・医療・介護サービス実施機関との連携が深く、業務実施にあたって、関係機関との連携協力により事業を円滑に行うことが可能である。事業の安定的な実施が可能であり、円滑な事業遂行を鑑みると、委託を依頼できる機関は、一般</p>

	<p>社団法人松戸市医師会のみであると思料される。以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、随意契約とするとともに、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、当該事業者から見積を徴するものである。</p>
--	--